

子育て世帯のかたへ



児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存じですか？

児童扶養手当

対象者

- ・父母の離婚や死亡などで、父または母と生計が同一でない子(18歳になった日以後の最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は、20歳まで。)を育てているかた
- ・子を育てている父または母に一定の障がいがあるかた
※次の場合は、対象外
 - ・手当額を超える公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受けられる場合
 - ・子どもが児童福祉施設など(母子生活支援施設などを除く。)に入所している場合

支給額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	44,140円	44,130円~10,410円
2人目加算額	10,420円	10,410円~ 5,210円
3人目以降 加算額	6,250円 (1人につき)	6,240円~ 3,130円 (1人につき)

支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、奇数月に、2か月分ずつ支払われます。

特別児童扶養手当

対象者

- 一定の障がいのある子どもを育てているかた
- ※次の場合は、対象外
- ・子が障がいによる公的年金を受けられる場合
 - ・子が児童福祉施設などに入所している場合

支給額

障害の状態	月額(1人当たり)
1級(重度)	53,700円
2級(中度)	35,760円

支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、4月、8月、11月に4か月分ずつ支払われます。

所得制限について

申請するかたやその配偶者及び同居など、生計を同一としている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、支給に制限があります。

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に、児童一人当たり5万円を支給しています。

対象者

次のいずれかに該当する、平成17年(障害児は平成15年)4月2日~令和6年2月29日に生まれた子の養育者
※既に給付金を支給したかたは対象外

①ひとり親世帯

- ・公的年金などを受給し、児童扶養手当の支給を受けていないかた
- ・児童扶養手当の支給制限限度額を下回り、物価高騰の影響で、児童扶養手当の対象となったかた

②ひとり親世帯以外

- ・令和5年度の住民税均等割が非課税のかた
- ・物価高騰の影響で、住民税均等割が非課税となったかた

申請期限

2月29日(木)